

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	交通の制限又は遮断	
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第33条、第44条の4、第50条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第9条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 処分基準 市長が、一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であって、消毒により難いとき 処分の対象 一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の患者のいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の往來を行う者 処分内容 72時間以内の期間を定めて、下記に基づき、交通の制限又は交通を遮断することができる。 1 一類感染症等の広範囲の地域にわたるまん延を防止することができるよう、当該一類感染症等の発生の状況、当該措置を実施する場所の交通の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うこと。 2 緊急の必要がなくなったときは、定められた期間内であっても、速やかに当該措置を解除する。 3 当該措置の対象となる者の人権を尊重しつつ行う。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	